

「おくやみハンドブック」
発行に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の概要

- (1) 件 名 「おくやみハンドブック」発行業務
- (2) 目 的 「おくやみハンドブック」の印刷を行うにあたり、民間のノウハウを有効活用するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するにあたり必要な事項を定める。
- (3) 業務内容 「おくやみハンドブック」発行
- (4) 協定期間 協定締結の日から3年間
ただし、掲載内容・掲載する広告内容は1年ごとに更新し、納品時期は当市と協議して定める。

(5) 配布期間（予定）

納品日	令和7年度版	令和7年7月
	令和8年度版	令和8年7月
	令和9年度版	令和9年7月

第2 業務に要する費用

企画、編集、印刷、製本及び納品など、「おくやみハンドブック」の作成等に要する一切の費用は、主として事業者が集める広告収入等により賄うものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

第3 実施形式

公募型プロポーザル方式（書類審査）

第4 参加資格（公募条件）

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (4) 沖縄市暴力団排除条例(平成23年12月21日条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員と関係を有しないこと。
- (5) 過去5年間に地方公共団体等の印刷物の作成業務について実績があり、かつ広告業務に関する契約(民間事業者との契約を含む)を履行した実績がある若しくは自身で同様の事業を実施していること。

第5 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書及び企画提案書等を提出すること。

(1) プロポーザルの募集期間

令和6年12月20日(金)～令和7年1月17日(金)

窓口受付時間：午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。)

(2) 提出方法

沖縄市役所市民課まで持参又は郵送。

※郵送の場合は提出期限必着とする。

〒904-8501

沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所 市民部 市民課 戸籍係

(3) 提出書類・必要部数

- | | |
|--------------------|----|
| ①参加申込書(様式第1号) | 1部 |
| ②業務経歴書(様式第2号) | 1部 |
| ③参加資格に係る申立書(様式第3号) | 1部 |
| ④企画提案書(様式自由) | 7部 |

下記及び第6の審査評価基準の内容を盛り込むこと。

- ・冊子構成(総ページ数)
- ・記事提案
- ・広告掲載予定数及び広告募集計画
- ・発行頻度

- | | |
|------------------------|----|
| ⑤事業者概要(パンフレット等でも可) | 7部 |
| ⑥当該事業と同様の事業実績の内容がわかる資料 | 7部 |
| ⑦事業実績における完成品(見本) | 7部 |

第6 審査方法及び審査基準

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

提出された企画提案書等を、審査項目等に基づき沖縄市市民部選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査し、最高得点を挙げた事業者を協定候補とする。ただし、複数の事業者が同得点の場合は、委員会の採決により選定する。

評価項目及び評価基準は次のとおりとする。なお、内容等の充実、レイアウトを重点項目と定め、審査を行うものとする。

【評価項目】

○市民サービスの向上

- ・趣旨にふさわしいデザイン
- ・読みやすさに配慮したレイアウト・工夫
- ・文字の大きさと行間・バランス
- ・必要な情報提供がされているか
- ・発行部数は十分な量が確保されているか
- ・ホームページ等への掲載の可否

《参考》年間死亡者数過去3年平均1,328人（沖縄市統計書より）

○事業者の業務体制

- ・業務体制・トラブル対応
- ・類似事業の実績
- ・沖縄県内、市内に本社又は支店、営業所があるか

○その他

- ・独自の提案

第7 協定

沖縄市市民部選定委員会において選定された業者は、仕様調整等の協議の上、協定締結の手続きを行うものとする。

第8 日程（予定）

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 第1回委員会 | 令和6年11月26日 |
| ② 実施要領公告 | 令和6年12月20日 |
| ③ 応募締切 | 令和7年1月17日 |
| ④ 応募者への質問・回答 | 令和7年1月24日～1月31日 |
| ⑤ 第2回委員会(審査) | 令和7年2月12日 |
| ⑥ 審査結果通知発送 | 令和7年2月14日 |
| ⑦ 協定締結日 | 令和7年2月末旬頃（協議の上決定） |

※公募時の日程（予定）であり、今後変更となる場合もある。

※④については、委員会から提案書について質問があった場合は、事務局

取りまとめ後、電子メール等にて応募者へ連絡する。なお、質問への回答については第8日程（予定）④の期限内とする。

※本実施要領を了解した上での参加とする。そのため、応募者からの質問受付は予定していない。

第9 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに担当部署に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した辞退届（任意書式）を担当部署に持参し、又は郵送すること。なお、参加辞退届は沖縄市長職務代理者副市長宛とすること。

第10 情報公開

提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「沖縄市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。

※著作権法第42条の2（行政機関情報公開法等による開示のための利用）により、市が情報公開条例に基づく公開に用いる目的であれば、著作物の利用が認められている。

※未公表の著作物（市と協定締結した事業者の企画提案書は除く）について著作者から公開に同意しない旨の申出があった時は、情報公開請求があっても原則非公開となる。

第11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 提案書の提出先、提出場所、提出期日、必要書類、書類内容が実施要領等を示された要件に適合しない場合には、その提案を失格とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルは事業者を選定するものであり、協定の締結を担保するものではない。
- (7) 委員会において選定された業者は、広告主の応募がない場合も自らの責任において、おくやみハンドブックの作製を履行するものとする。

担当部署

沖縄市役所 市民部 市民課 戸籍係

電話：098-939-1212（内線3118）